

死者 AI をめぐる倫理のための理論的基盤を考える

佐藤 啓介

(和文要旨)

死者 AI を倫理的に論じていく場合、どのような論じ方が可能なのかという理論的基盤を体系的に明らかにすることが本論文の目標である。死者 AI は、実在的死者をモデルとしつつ、その死者が過去にしなかった新たな言動をなしうる点に、固有の技術的特徴がある。死者 AI が心理学的にユーザーに与える影響とは切り離し、死者 AI 自体の倫理的評価をおこなう場合、法学で現在展開されている死者の権利論の背後にある、死者を倫理的に尊重する論拠に着目する必要がある。主たる死者倫理の論拠として、死者の社会的実在の保護、死者の他者性の尊重、死者の人格性や尊厳の尊重、虚構による過去の改変の禁止が想定できる。そして、その論拠の違いに応じて、死者 AI についても、既知の死者イメージに忠実である方が倫理的であるとする判断や、逆に、既知の死者イメージの反復にとどまることが死者の他者性を損なうとする判断も生じうる。

キーワード

死者倫理、AI、社会的実在、死者の権利、死者の尊厳

(Summary)

This article aims to articulate the theoretical basis to assess the dead re-created by artificial intelligence (AI Dead) technology and ethically. It is the proper character for the AI Dead that this AI is based on the actual past dead which can perform new behaviors the dead would not have been able to do while alive. If we assess the AI Dead ethically apart from their psychological effects on living persons, we must focus on the theoretical reasons why the AI Dead must be respected. We assume some reasons for the ethics for the dead to protect their social or symbolic existence, to respect the otherness, to respect the personality and dignity, and to prohibit the alteration of the past reality. In response to this difference, we assess and critique the AI Dead differently. For example, someone may judge the AI Dead which could be considered accurate description of the past dead as being more ethical, while someone else may judge their actions is less ethical because it simply repeats the well-

known images of the dead and therefore undermines the otherness of the dead.

Key Words:

ethics for the dead, AI (artificial intelligence), social existence, rights of the dead, dignity of the dead

はじめに

「死者の復活」ないし「死者の死後生」という主題は、様々な伝統宗教において、古くから論じられてきた主題であった。それらは、死後における救済がどのようなものかを考えるうえで前提となる観念であり、また、死者を何のために・どう弔うのかという儀礼のあり方をも規定する観念であった。だが、合理的・自然科学的知見の定着もあり、近代以降、これらの観念は非神話化され、教義学的な議論からは後退していったように見える。

ところが近年、予想しなかった仕方で死者が復活しつつある。それが「死者（故人）AI」である。テキスト・画像・音声・モーションその他、故人に関する膨大なデータをもとに、AIに故人の行動・発言・思考パターンなどを学習させることで、その人の死後も、生前と同様の反応や行動を再現・模倣することができる。実際、ここ数年の間に国内外でそうした実験的試みがなされ（たとえば、2019年末のNHK紅白歌合戦で登場したAI美空ひばり、2020年に発表された手塚治虫の「新作」マンガを作るTEZUKA2020プロジェクトなど）¹、さらには商業的なサービスも展開しつつある。死者は、今やデジタルに復活しつつあるのだ。しかも、SNSの普及によって、SNSのアカウントというリソースのかたちで、復活すべき死者の行動・思考・発言パターンは大量に蓄積されている²。

この技術は、「故人に関するデータの再生」ととどまるのであれば、故人の過去の映像を流す既存の技術と大差はない。だが、故人の思考・行動パターンを学習し、過去には実際には行われなかった「その人らしい行動」を新規に創造することも、十分に可能である。後述するが、この「過去にはなかった新しい行動を自律的におこなう」点に、死者AIの最も重要な倫理的争点があるように思われる。

こうした死者AIの急速な普及と拡大に対して、「不謹慎である」「死者を冒瀆している」といった感情的な反応も見受けられる。たとえば、2020年に実施されたweb調査によれば、「自分がAIとして復活することに許可を与えるか？」という質問に対して、日本では6割以上

¹ 近年メディア上にて制作された死者AIの事例分析については、以下を参照。佐藤・市川ほか2023。

² SNS自体が一つの死者の死後生であるという見解は、スタインハートが提示している。Steinhart 2014。

の人が反対を示したという（塚田ほか 2021, 130ff.）。しかし、現在の倫理的な議論空間において、そのような死者 AI への当否を、倫理的に十分な根拠をもって論じるための議論はまだ熟成されていない。筆者が思うに、その理由は、近年「死者」に対する哲学的・理論的関心は高まりを見せつつある一方で、それを現実的な議論へと着地させた、死者に関する応用倫理的枠組みが未形成であるためである。

そこで本論文では、死者 AI が倫理的に許容されるべきか、またどこまで許容されうるのかをただちに検討するのに先立ち、そうした問題を倫理的に論じるための「理論的基盤」を整理することを試みたい。死者 AI を倫理的に許容／批判する議論を展開するには、どのような理由や根拠に基づくことが可能なのだろうか。その理論的基盤を分節化し、死者 AI（ひいては死者への倫理一般）をめぐる議論空間を切り開くことが、本論文の目的である。また、こうした問いは、伝統宗教が論じてきた死者という主題を、世俗的公共空間において引き受けなおし、伝統宗教の議論や見解、さらには宗教学的知見を参照しつつ、公共的に共有しうるかたちで提示したものであり、筆者は、こうした論の立て方が現代日本社会において有効な宗教「的」倫理の一つの姿であると考えている³。

また、そのような死者に関する倫理的議論（筆者はそれを「死者倫理」と呼んでいる）の整理に先立ち、死者 AI の倫理を論じるのに有益な予察的視点として、AI 一般をめぐる倫理的議論（第 1 章）、死者 AI に関連する臨床心理学的な検討（第 2 章）と法学的な検討（第 3 章）を概観しておく。いずれの章も、死者倫理や死者 AI に関わる論点を絞り込むための予備的考察となるだろう。

1. 死者 AI の位置づけと死者 AI の倫理の位置づけ

死や死者をめぐる昨今の技術的発展は目覚ましく、特に、デジタル技術と死の関係は、おおむね三つの技術に焦点があるとされる（Sas et al. 2019）。(1) 故人のデータをデジタルに記憶・所有する技術、(2) 死別の悲嘆を支援する技術、(3)（主に自己の）終末期を迎える備えをする技術である。死者 AI は、より十全に死者についての記憶を残し、また死者と触れることで悲嘆の緩和を可能にさせうる点で、(1) と (2) に関わる技術である。

もともと、死者 AI といってもその範囲は幅広い。「こちら側からの入力に対する反応のかたちで（あるいは自発的に）、コンピュータが何らかの判断を下して、故人のデータに基づいて自動的に何らかの行動をするもの」を死者 AI として広く規定するとしても、その反応の仕方も、文字、音声、動画、VR、ホログラムなど多様である。たとえば、話題を呼んだ事例

³ 筆者による宗教（的）倫理ないし宗教（的）哲学の規定については、以下を参照。佐藤 2017, 1-4.

として、2020年に韓国文化放送が制作したTV番組「I met you」で公開された、母親がVRを通して亡き我が子と再会した死者AIがある⁴。この番組では、亡き子の外見的データをもとに製作された精巧なVRの子どもが、VRゴーグルをつけた母の声に反応して会話をし、母の行動に反応して母とともに行動する様子が紹介されている。この技術は先端的かつ複合的な事例であるが、音声や文字、映像などいずれかの種類のデータに反応を制限すれば、死者AIに類する技術サービスは多数見つけることができる。

ただし、自動的に反応・行動するAI技術は、死者AIに限った話ではない。死者AIは「死者が元データとなっている」点以外は、技術的には一般的なAIロボット技術の延長線上にある。AIやロボット一般をめぐる倫理的議論の基本的な争点の一つは、それらが道徳的行為者性をもたらすかどうか、という点である（クーケルバーク 2020=2020, 41ff.）。ここでは、AIに倫理的な判断をさせてよいのか、またAIによって何らかの害が生じた場合にその責任は誰に帰属されるのか、といった問いが論じられる（これらの問いは、自動運転自動車において典型的に問われる）。これらの問いは死者AIを論じるにあたっても様々な仕方で問わざるをえない問いであろうが、現在登場しつつある死者AIは、自動運転自動車などに比べて、まだそれらの問いを具体的・現実的に問う技術段階には至っていないように思われる。むしろ、死者AIが生じさせる倫理的問題とは、一般的なAIとは異なり、「かつて実在していた死者」をモデルにしているという点に由来する。死者の実在性とAIの人工性との緊張関係に間にある存在、それが死者AIである。本論文では、この死者AI固有の倫理的問題に論点を絞り、検討を続けていくことにしたい。

2. 死者AIの心理学的効用？

死者AIが開発された理由は、特定の宗教的信仰に基づく死者の復活観念によるものではなく、もっと世俗的で個人的な、「故人とまた会って話したい」という私たちの素朴な感情や願望によるものだろう。昨今、大切な人との死別とそれに起因する悲嘆（グリーフ）に関する研究分野においては、死者との「継続する絆（continuing bonds）」理論（Klass et al. 1996）に基づくケアサポートが主流である。フロイトに由来する、かつての「喪の作業（過程）」理論においては、故人への固着が精神病理の一因となるとされ、故人への固着から徐々に脱し、故人との絆を分離・切断していくための過程が喪とされていた。これに対し近年では、むしろ故人との継続する絆を適切に形成し、故人がこの世にいない人生に順応しつつも、故人との新たな心理的關係を構築することが喪の作業であるとされ、現在では、その過程における

⁴ YouTubeで映像が公開されている。<https://www.youtube.com/watch?v=ufTK8c4w0c> (2022/07/18 確認)。

複数の達成課題とそれに応じたケアのあり方が提唱されている。

死者 AI は、こうした理論から見るならば、「継続する絆」を物質的に可視化させる働きをすると推測される。では、死者 AI は、悲嘆状態にある人々にどのような心理的効果を及ぼしうるのだろうか。実のところ、まだその効果については未知数である。もちろん、死者 AI は、死者との継続する絆を適切に形成していくための手助けとなる可能性もあろう。他方で、死者 AI はむしろ故人を「死者」として受け止めることを阻害し、喪の過程の進行を妨げる可能性もある、と指摘する論者もいる。カンは、死者 AI が「死者を位置づけ直すというよりは、故人がもつ死者としての地位を否定するかもしれない」とし、「死を否定することを通して、喪の過程を妨げたり引き延ばしたりする」可能性に警鐘を鳴らしている（Cann 2018, 313-314）。確かに、死者 AI は、死者を死者として表象しないことによって、死の事実すらも否定・隠蔽する結果につながりうる。

死者 AI がもたらす心理学的影響については、将来的に、様々な悲嘆評価尺度を用いて適切に検討されていくものと推測される。死者 AI を、特殊な技術としてみるのではなく、死者についての視覚的・聴覚的・言語的・物質的データの一種とみなすならば、すでに行われている「故人の写真や遺品、形見が喪の過程にどう影響を及ぼすか」という研究の延長として、死者 AI の影響も十分に現実的に評価されうるものだろう。白岩らによれば、前述の喪の理解の変化により、近年、形見などの物質は、故人との絆の継続性をもたらす一要因として肯定的に評価される傾向にある（白岩ほか 2020）。死者 AI の臨床心理学的な可能性については、形見研究と同様の方向で研究が進んでいくことだろう。

しかし、筆者が問いたいのは、死者 AI が心理的な危害を生じさせるならともかく、むしろ心理学的効用がありうることを認めただけで、そうした効用と危害という評価基準とは異なる仕方で、倫理的に死者 AI 技術の開発・普及を認めうるのかどうか、という問題である。もちろん、効用と危害の量的判断からこの技術を評価するのもまた、功利主義的な観点から倫理的議論として成り立ちうるだろう。しかし、私たちの一定数は、死者 AI に対して、効用・危害では語りきれない「不謹慎」といった感情を抱く。特に、死者 AI が、故人の過去の実際の発言や行動とは異なる何か新しい振る舞いをしたときに、故人の尊厳や権利（のようなもの）が侵害されたような感覚を抱くのではないだろうか。もちろん、その感覚を学問的論拠としてただちに採用することはできない。むしろ、そのような感覚を学問的な検討の俎上にのせるための議論の枠組みや概念が必要になる。それでは、私たちが「侵害された」と感じる「死者の権利」とは、どのようなものなのだろうか。

3. 「死者の権利」をめぐる法学的議論

死者 AI が死者の権利を侵害することになるのか、という問題を考えるためには、そもそも死者の権利が存在するかどうかを論じる必要がある。現在の日本の民法においては、「出生から死まで」が人が権利を有する主体としての範囲であり、その意味で、「死者の権利」なるものは直接には認められていない。端的に言えば、法の範囲内において死者に人権はない。だが、死者 AI も含めた昨今の情報技術の急速な展開と普及にともない、死者に関するデジタルデータの扱いが喫緊の課題となるなかで、死者に何らかの権利を拡大的に認めようとする法学的な議論が盛んにおこなわれている⁵。もちろん、古くから著作権（人格権と財産権）のかたちで、死後にも存続する権利は存在した。だが、著作権に限定されない「死者の人権」「死者の権利」などの概念が本格的に議論されるようになり、「権利主体としての死者」へ向けての法整備の可能性が進みつつある。

現行の民法や刑法において、死者の権利や尊厳やそれに相当するものが規定された箇所はそう多くはない。埋葬に関する法律の多くも、祭祀主催者（遺族）を保護することを目的としたものであり、死者本人の尊厳や権利を守ることを第一の目的とはしていない（森 2010, 33）。プライバシーの権利も、死者個人が保護対象なのではなく、死者と関わりのある生者（遺族など）のプライバシーが侵害されるときに、付随的に認められるのが通例である。死体損壊罪（刑法 190 条）については、死体を損壊してはならない理由として、公衆の敬虔感情および死者に対する敬虔感情があるとされ、これが刑法内で最も死者の法的立場に踏み込んだ内容であろう。だが、これも故人に対する敬虔感情と、死体という物質に対する敬虔感情とが混在している面もある。死者に対する名誉棄損（刑法 230 条第 2 項）に関しては、虚偽の事実を適示した場合には死者の名誉棄損が成立する可能性があり、そこで保護されるものは、死者自身の名誉であると考えられることが多い⁶。こうした断片的な仕方での死者の法的地位は定められているが、包括的な死者の権利規定は存在せず、情報技術の発達に対して、死者に関する法的対応が追いついていないのが現状である。

ここで、死者 AI に含まれる死者の権利問題を考える参考として、SNS を考えてみよう。故人の SNS アカウントは誰のものなのだろうか。その管理にあたっては、誰の意向を尊重すべきなのだろうか。言い換えれば、私たちの社会はどこまで死者の情報や意志を尊重すべきだと考えているのだろうか。こうした問題に対しては、(1) そのアカウントは故人の意向にかかわらず遺族等に引き継ぐ権利があるとする考え方と、(2) 故人の生前の意向を尊重し、

⁵ 一例として以下を参照。折田・湯浅 2020、仮屋 2022、田近 2020、湯浅 2021。

⁶ ただし、この条文が保護するものが「遺族の敬愛追慕の感情である」とする反対説もある。

「自己情報コントロール権」を死後にまで拡張して認めるべきだとする考え方がある（湯浅 2021, 494）。(1)の場合、財産の範疇に含まれない情報にまで、なぜ遺族に継承の権利があるのかという課題などが発生し、(2)の場合、生前の意思決定が示されていない場合はどうするのかという課題などが発生する。たとえば Facebook は、自分の死後、自分のアカウントを削除するか「追悼アカウント」として保存するか、生前から設定できるようになった。後者の保存設定をする場合、事前に管理人を指定しておき、自分の死後、その管理人にアカウントの切り替え作業を託すことになる。このように Facebook は死者の意向を尊重する方向性を明確に打ち出しており、他の SNS でも同様の傾向が見られる。

現在の私たちの社会は、従来の死者観念を支えていた家族観・家族制度が大きく変容するなかで、「死のポストモダン化」と呼ぶべき事態が進行し、個人の選択の尊重と個性の称揚が重視されるなかで、死のあり方・死後のあり方についても、個人に決定権を認めようとする風潮が強まっている（Walter1996）。前述のような死者の情報保護をめぐる動向も、その一つのあらわれであろう。だが他方で折田らは、自分が死者になった場合と、他者が死者になった場合とで、その死後情報の扱いに対する人々の意識が大きく異なるというデータを示している。現代日本の 10～20 代の学生を対象にした調査によれば、「家族や友人の写真や日記などの遺品データは残したいが、自分のものについては削除したいという相反する傾向」があると指摘されている（折田・湯浅 2020, 1027）。他人の死後情報は残しておきたいが、自分の死後情報は消してほしいのである。こうした相反する動向を踏まえつつ、今後おそらくは、死者の情報主体としての権利はある程度緩やかに、拡張の方向に向かうのではないかと推測される。

しかし、言うまでもなく、法的な議論で死者 AI の倫理的課題のすべてが解決されるわけではない。死者の権利をめぐる昨今の法学的議論の中心は、あくまで「情報の権利主体」の地位に限定されたものであり、そこで重視されつつある「死者の（生前の）自己決定の尊重」という理念の根底にある、死者本人を尊重するという倫理観をどのように基礎づけるべきなのか、なぜ死者を配慮すべきなのかという根本的な問いは、十分に論究されているとはいえない。本論文が検討したいのもまた、こうした法的議論の根底においてなされるべき、「死者を尊重すべきとする倫理的規範」をどのように語るることができるのか（できないのか）、という論点を整理して提示することにほかならない。

4. 死者倫理の 6 つの基本的論拠と死者 AI 批判

死者 AI の倫理的検討をおこなうために、死者をめぐる臨床心理学的な議論と法学的な議

論を先に検討してきた。そこから浮かび上がるのは、死者 AI を、そのユーザーたる生者（遺族など）に対する影響や関係という観点から論じる方向と、そうした関係から切り離して、死者自身を尊重すべきかどうかを論じる方向がある、ということである。死者 AI のグリーフケア的効用や、死者情報の継承を遺族に認める法的議論などは、前者に相当する。他方、死者の権利を認める議論や、死者自身の意向の尊重などは、後者に該当する。そして、本論文が死者 AI を考えるうえで重視したいのも、後者の方向からの議論である。「死者 AI は（遺族のみならず）死者本人への冒瀆である」といった感情的反応の根底にあるのは、そうした「死者自身を尊重する」方向から発せられる感情だからである。

筆者はそうした問題を扱う倫理学の領域を死者倫理と呼び、近年、研究を進めてきた（佐藤 2019、佐藤 2022）。死者倫理は応用倫理学のなかでも一種の空白地帯であり、人間ではない存在者を扱う動物倫理や環境倫理と比べても、また、死者同様に人間である非存在者を扱う将来世代への倫理と比べても、まだ十分な議論が進められていない。その理由はいくつか挙げられるが、たとえば、西洋思想史や宗教史において死者倫理は埋葬倫理と一体化しており、家族観や社会構造の変容にともない、死者と埋葬の問題を切り離して論じられるようになった現代には、過去の思想的議論がそのままでは適用しがたいという理由がある。また、現代思想などにおいても死者が主題となることが増加したが、そこでの死者は、多くの場合（戦争や災害などの）「犠牲者」と同義なものとして論じられ、そうした死者を記憶する倫理的規範がなかば自明のものとして語られる傾向があったのは否めない。

だが、より原理的な問題として、以下の二点があると筆者には思われる。第一に、前述の動物や自然環境とは異なり、死者が非存在であるという点がある。いまここに存在しない者に対する倫理は、それ自体語るのが難しい。第二に、非存在であるという点では将来世代も同様の構造にあるが、将来世代が私たちの行為の影響を被るのに対して、死者はそうした影響を被らないという点がある。端的にいえば、私たちが何を行為しようと死者には影響がない。その意味で、もう存在しない死者とまだ存在しない将来世代は、必ずしも同質的には語るができない⁷。この非存在と時間の不可逆性という大きな二つの難問が、死者倫理を困難にさせているのである。

もちろん、それでも、死者を倫理的に配慮し尊重すべきだとする主張は文化や宗教ごとに多様に論じられてきた。中には、前述の二つの難問に何とか解決を示そうとした議論もある。筆者が見るかぎり、死者への倫理が論じられる仕方は、その論拠を基準としていくつかの類型に分けることができるように思われる。そして、それに応じて、死者 AI の開発や普及に賛

⁷ 将来世代と死者との関係については、宗教倫理の観点から、小原 2016, 16 も参照。

同／反対する理由も類型化が可能であると思われる。そこで以下では、6つの論拠に分けて、どのような死者 AI 批判がありうるのか、またその背後にどのような死者倫理の枠組みがあるのかを整理してみよう⁸（特に③以降が、本質的な議論となる）。

① 「滑りやすい坂道」論

倫理学における基本的な考え方の一つに「滑りやすい坂道」論がある。ある行為それ自体は倫理的に悪とはされないかもしれないが、その行為を容認することで、将来的に、滑りやすい坂道を転がっていくかのように、悪しき行為にずるずるとつながりかねない、ゆえにその元の行為に前もって制限をかけるべきだ、という考え方である。死者 AI についても、現行の技術であれば大きな問題は生じていないかもしれないが、将来的に生じうるリスクを防ぐために死者 AI に制限をかける、という死者 AI 批判は十分にありえよう。

しかし、滑りやすい坂道論のみに立脚しても、死者 AI が具体的にどのような倫理的な悪を生じさせるのかは見えてこない。一部の人々がその坂道の先にどのような危害やリスクを想定しているのかを、より具体的に論じていく必要があるだろう。そこに死者倫理の具体的課題が見えてくる。その危害やリスクを②以下に挙げてみたい。

② 「生者への心理的危害」説

死者 AI に対する有力な批判として、死者 AI が、それをを用いる生者のユーザーに対して何らかの心理的危害をもたらす、というものが想定できる。たとえば、死者 AI をを用いることで、悲嘆が深まってしまうようなケースである。だが、第2章で述べたように、死者 AI がユーザーにどのような心理学的効果を与えるかは未知数であるし、死者 AI がもたらす心理的效果を慎重に検討したうえで、起こりうる危害を回避するよう死者 AI の機能や利用を部分的に規制すれば十分である、という判断も十分成り立つ。その意味で、この心理的危害説も①の滑りやすい坂道論同様、死者 AI への批判として本質的とまでは言えず、また死者倫理の根幹にも関わっていないと言える。

③ 「社会的死者との乖離」説

筆者はかつて、死者を尊重すべき理由の一つとして、「死者は、物質的実在としては存在しないが、言説や記憶、記録、物語、イメージなどのかたちで社会的実在としてはまだ存在しており、その社会的実在を傷つけるべきではない」と分析哲学を中心に主張される説を検討

⁸ 堀江は、死者という存在がもつ特徴を、社会性（継続する連帯性）、他者性、人格性という三つに分節化しているが、それぞれの特徴は、本章での死者倫理の分類③・④・⑤とも重なるものであろう。高橋・堀江 2021, 203-204, 259-260。

したことがある（佐藤 2019、佐藤 2022）⁹。その説によれば、ある個人について社会内において維持されている名誉や社会的評判は、それ自体として倫理的に配慮されるに値するものであり、それは、死者のものであろうと生者のものであろうと違いはない。この説は、死者倫理の困難さの一つである「死者の不在」に、何とか存在論的に対応した考え方であり、筆者が見るかぎり、昨今の死者倫理の有力な理論的枠組みの一つである。

この考え方に立脚するならば、死者 AI の振る舞いや発言が、生前の故人について私たちが社会内で記憶しているものから乖離した場合、死者 AI が「共有された死者像（社会的実在）に害を与えている」として批判の対象になるように思われる。たとえば、ある人のモノマネをするといって、その人に似た外見的振る舞いをしつつ、その人とは似ていない思想を語った場合、私たちは、そのモノマネは元の人々のイメージを傷つけていると感じるだろう。まさにそうしたことが死者 AI でも起こりうる。死者 AI は、「私たちが記憶している死者の姿をしつつ、その死者のイメージと異なる言行をする」可能性があり、また実際そうなったとき批判すべきだという主張は、相応の説得力があるように思われる。

④ 「他者としての死者の抹消」説

それでは、私たちに共有された記憶の通りの死者 AI ならば、倫理的に問題はないのだろうか。死者倫理の議論を広く見ていくと、実は、それとは対極的な考え方も存在する。それは、死者の「他者性」を強調する考え方である。現代思想系の死者論においては、この死者の他者性が強調される。たとえば、デリダやレヴィナスの哲学的思索に触発されつつ、末木は、死者が、（私たち生者が決して体験することのない）死を通して私たち生者と徹底的に断絶している点を強調し、「死者こそ、他者の中の他者ではないのか。死者とはもはやコミュニケーションが完全に断絶している」と述べ（末木 2007, 41）、この他者性を死者への倫理の核に据えている。こうした他者論的な死者倫理は、社会内で共有された記憶に基づいて他者を「理解可能なもの」として提示する死者の社会的実在論とは真っ向から対立することになるだろう。そして、この立場からすれば、死者 AI は、死者の死者性、ないし死の事実性を否定するものとして、全面的に批判されることになるだろう。

また、こうした極端な他者論に与せずとも、社会的実在論による死者倫理やそれに基づく死者 AI 肯定論を、もっと穏健な他者論から否定する立場もあるだろう。前述のように、社会的実在論の立場では、私たちの記憶の中の死者像から乖離した死者 AI が批判の対象となる。その場合に許容される死者 AI は、私たちの記憶に合致した死者の言行を反復・再現する AI

⁹ 筆者が死者の社会的実在と呼ぶものは、それが言説や物語などの象徴的次元によって担われることに着目して、死者の「象徴的実在（symbolic existence）」と呼ばれることもある。Sperling 2008, 41ff.

ということになる。だが、死者であれ生者であれ、他人とは、つねに私たちの期待から外れて振る舞う存在である。他人とは、私と異なる存在だからこそ私の知らない一面を秘めており、私には制御しえない「他者」である。こうした穏健な意味での他者性を重んじるならば、私たちの記憶する死者像のみを尊重しようとする死者倫理は、死者を、私たち生者の「占有物」とし、私たち生者によって操作可能な対象とする考え方であると批判されることになる。むしろ死者は、私たち生者には分からない面を残す他者性を帯びた存在として尊重されるべきだ、ということになる。死者 AI は、生前の故人の既存のデータ、しかもたいていの場合は特定の人々が提供した（つまり、特定の人々にのみ馴染みのある）データに基づいて作成されるため、（AI が自己学習を進めることで新たな言行をおこなうるとはいえ）死者 AI は本質的に「生者が知るかぎりでの故人」を再現する。そのため死者 AI は、私たちが期待するかぎりでの死者しか提示しえない。そこには、「生者に都合のいい死者像」のみを「生者の都合で復活させる」恐れがある。こうした理由から、他者論的死者倫理は死者 AI を批判することになるだろう。

⑤ 「死者の人格性や尊厳の侵害」説

以上の他者論的死者倫理は、議論の展開として、死者という他者の「道具化」を批判するという点で、「人格を何らかの手段として扱ってはならず、それ自体が目的として尊重されるべきである」とするカント的義務論に接近していくことになる。現代の義務論的倫理学において、死者に生者同様の「人格性」や「尊厳」を認めようとする議論は、「誰の利益にもならなくとも死者に敬意を示す義務がある」と主張するローゼンのような例外はあるが（ローゼン 2012=2021, 177ff.）、まだ一般的ではない。だからこそ、第 3 章で論じたように、法的にも死者の権利は認められてこなかったのである。だが、そのような死者の人格性や尊厳が概念として確立されうるならば、それらの概念は、死者倫理の根底に据えられるべきものとなるだろう。そして、その立場からは、生者の都合によって死者を復活させるような死者 AI は、「死者を目的としてではなく、手段としてのみ用いる」死者の道具化をおこなっているとして厳しく批判されるはずである。死者 AI による死者の復活は、死者本人のためにおこなわれるものではないからである。

⑥ 「虚構による過去の改変」説

③～⑤の死者 AI 批判はいずれも「人間としての死者」に焦点を当てるものであったといえる。これに対し、死者 AI を「過去」という時間性の観点から批判する考え方もありうる。前述のように、死者 AI は、過去に実在した人間を人工的・虚構的に復活させる技術であり、その人工物が、故人が過去にはおこなわなかった言行を新たにおこなう可能性がある。その

際、「死者の尊重」を論拠とするのではなく、過去の現実についての記録・歴史が死者 AI という虚構によって改変されてしまう点に着目し、「過去の尊重」を論拠とした死者 AI 批判というものも、十分ありえるだろう。死者 AI の新たな言行は、過去そのものを変えることはなくとも、過去に関する「イメージ」を変更する力をもつ。フェイク画像が現実認識を混乱させる現状を考えれば、十分理解しうる主張である。たとえそれが虚構・フィクションであると認識されていようとも、その影響は皆無ではないだろう。雑な言い方をすれば、死者 AI を一種の歴史修正主義の企てとみなすような批判である。

そもそもなぜ歴史を尊重しなければならないのか、という歴史哲学的問題はここでは論究できない。だが、死者 AI への反発が、死者の権利や尊厳といった「人間的」論拠とは別に、「過去という実在」そのものという歴史学的論拠として起こっていることは、十分にありうるだろう。あるいは、人間的論拠と歴史学的論拠が組み合わさるかたちで、死者 AI が「〈故人〉の〈過去〉」を修正してしまう点を批判する、という議論もありうるだろう。死者は今はいもう存在しない。もう存在しないからこそ、過去の実在の姿を守るべきだ、という死者倫理になる。このような死者 AI 批判の場合、何よりも重視されるべきは「過去への忠実さ」であり、オリジナルな過去こそが死者 AI の確固たる参照点とされるであろう。そうだとすると、③の社会的実在論に似た、新たな行動を発生させないような限定的な死者 AI の利用のみを容認する議論となると見込まれる（ただし、その参照点は、共有された死者イメージの側ではなく過去の実在的死者となる）。

おわりに

本論文では、死者 AI を倫理的に論じていこうとする場合、どのような論じ方が可能なのかという理論的枠組みを概観することを目指してきた。死者倫理がどのような問題群なのかという予備的考察（第1～3章）を踏まえたうえで死者自体への倫理的配慮の論拠を6つに分けて列挙した。そして、それらの論拠に基づくときに想定できる死者 AI 批判を考えてみた（第4章）。そこから浮かび上がるのは、死者倫理の論拠たりうる議論には複数の可能性がある、ということである。私たちは、必ずしも皆が同じ理由で死者を敬っているわけではないのだ。そして、仮に死者 AI を批判的に感じるとしても、その論拠の違いに応じて、批判的に感じる理由や死者 AI を容認できる条件が異なってくるのである。

たとえば、死者の社会的実在が守られるべきだとする論拠③や、過去の記録を変更すべきではないとする論拠⑥の場合、死者 AI が創出する新たな言行は批判の対象となる。これに対し、死者の他者性や尊厳が尊重されるべきだとする論拠④や⑤の場合、むしろ、死者 AI が、

佐藤：死者 AI をめぐる倫理のための理論的基盤を考える

生者のもつ既知の死者イメージしか映し出さないことの方が批判される。突き詰めれば、採用する死者倫理の論拠次第で、死者 AI は倫理的にも非倫理的にもなる。このような混乱状況が発生すること自体が、死者倫理の未整理な現況のあらわれであろう。

列挙した論拠のうち、いずれが「より適切な」論拠なのかを検討することは、残念ながら本論文の課題の先にある課題である（おそらく論拠③～⑥がそれぞれ本質的な問題として個々に検討されるべきである）。その「先」を体系的に論じる道筋を示す点に、本論文の狙いがあった。その際、文化や宗教、歴史に依存する各共同体の伝統的な死者観に基づいて死者倫理を語るのではない方途を示そうとした点に、本論文の意義があると考えている。そして、上記の論拠を活用していくこと、伝統的・宗教的な死者観に基づく死者倫理をより世俗的な概念へと翻訳することも可能になると期待できよう。「はじめに」でも述べたように、そうした宗教倫理と世俗的倫理を架橋する「宗教的倫理」の一端を示すことも、本論文の目指すものであった。死者 AI をめぐっては、一方では倫理的評価に先立って技術開発や商業的サービスが先行し、他方では感情的・情緒的主張が未整理なまま提起される状況にある。本論文が、そうした状況を改善する一助たりうることを期待したい。

付記： 本論文の一部は学会発表「死者 AI（故人 AI）をめぐる倫理的・法的問題を検討する」（2022年10月29日、宗教倫理学会第23回学術大会）に基づく。また、本論文は JSPS 科研費（17K02233）の助成を受けたものである。なお、死者 AI の技術的論点をめぐって有賀史英氏・市川岳氏（ともに上智大学大学院実践宗教学研究科）から大きな示唆を得た。

文献一覧：

折田明子・湯浅壘道 2020. 「死後のデータを残すか消すか？——追悼とプライバシーに関する一考察」『情報処理学会論文誌』61(4)、1023-1029。

ターケルバーク、M. 2020=2020. 『AI の倫理学』（直江清隆ほか訳）、丸善出版、2020。

仮屋篤子 2022. 「法主体としての死者を考える」『法学教室』498、24-28。

小原克博 2016. 「不在者の倫理——科学技術に対する宗教倫理的批判のために」『宗教と倫理』16、3-17。

佐藤啓介 2017. 『死者と苦しみの宗教哲学——宗教哲学の現代的可能性』、晃洋書房。

佐藤啓介 2019. 「〈死者の尊厳〉の根拠——下からの死者倫理の試み」『宗教哲学研究』36、29-43。

佐藤啓介 2022. 「死者倫理の基礎づけを展望する——「下からの死者倫理」の意義と問題点」

- 『グリーフケア』10、上智大学グリーフケア研究所、45-61。
- 佐藤啓介・市川岳ほか 2023. 「死者とデジタルに再会する技術——死者 AI の現在とそれがもたらす諸問題を考える」『死生学年報 2023』、印刷中。
- 白岩祐子・栗本真奈ほか 2020. 「形見の意味と故人との継続する絆」『社会心理学研究』36(2)、49-57。
- 末木文美士 2007. 『他者／死者／私——哲学と宗教のレッスン』、岩波書店。
- 高橋原・堀江宗正 2021. 『死者の力——津波被災地「霊的体験」の死生学』、岩波書店。
- 田近肇 2020. 「葬送の自由と死者の尊厳」『法学セミナー』788、20-25。
- 塚田有那・高橋ミレイほか編 2021. 『RE-END——死から問うテクノロジーと社会』、BNN。
- 森謙二 2010. 「葬送の個人化のゆくえ——日本型家族の解体と葬送」『家族社会研究』22(1)、30-42。
- 湯浅塾道 2021. 「故人のデジタルデータの扱い」『情報の科学と技術』71(11)、491-495。
- ローゼン、マイケル 2012=2021. 『尊厳——その歴史と意味』、岩波新書。
- Cann, Candi K. 2018. “Digital Memorials” *The Routledge Companion to Death and Dying* (Ch. M. Moreman ed.), Routledge, 307-316.
- Klass, Dennis et al. (eds.) 1996. *Continuing Bonds: New Understandings of Grief*, Routledge.
- Sas, Corina, Miriam Schreiter et al. 2019. “Future of Digital Death: Past, Present and Charting Emerging Research Agenda” *Death Studies* 43(7), 407-413.
- Sperling, Daniel 2008. *Posthumous Interests: Legal and Ethical Perspectives*, Cambridge U. P.
- Steinhart, Eric Charles 2014. *Your Digital Afterlives: Computational Theories of Life and Death*, Palgrave.
- Walter, Tony 1996. “Facing Death without Tradition” *Contemporary Issues in the Sociology of Death, Dying and Disposal* (G. Howarth and P. Jupp eds.), Macmillan Press, 193-204.